

2026年度

〔 自 2026年4月1日
至 2027年3月31日 〕

第19期

事業計画

株式会社日本政策投資銀行

株式会社日本政策投資銀行 2026年度事業計画

2026年度事業計画においては、2026～2030年度における次期中期経営計画（以下、「中計2030」という。）の達成を着実に推進していくものとする。

当行は、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。以下、「法」という。）において、完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むこととされている。

このため、当行においては、従来から完全民営化に向けた収益力の強化、自己調達基盤の拡充、ガバナンスの強化（会社法に準拠した意思決定の実施、リスク管理態勢の精緻化等）などの取組を行ってきたところであり、今後もそうした取組を推進・強化していく。

当行に対しては、2015年5月20日に公布・施行された株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成27年法律第23号。以下、「平成27年改正法」という。）により、危機対応業務が義務付けられるとともに、企業の競争力強化や地域活性化に資する成長資金を供給するため新たに特定投資業務が措置されたほか、当分の間の政府関与継続に伴う適正な競争関係への配慮義務が課されている。

なお、特定投資業務については、2020年5月22日に公布・施行された株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（令和2年法律第29号、以下、「令和2年改正法」という。）に基づき、投資決定期限及び政府による出資期限が2020年度末から2025年度末に延長されるとともに、業務完了期限は2025年度末から2030年度末に延長された。

また、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（令和7年法律第36号、以下、「令和7年改正法」という。）が2025年5月16日に公布・施行された。

令和 7 年改正法においては、地域活性化又は我が国の企業の競争力の強化等に資する成長資金の供給を一層促進するため、特定投資業務について、以下の措置を講ずることとされている。

1. 投資決定期限及び政府による出資期限を令和 8 年（2026 年）3 月 31 日から令和 13 年（2031 年）3 月 31 日まで延長する。
2. 業務完了期限を令和 13 年（2031 年）3 月 31 日から令和 23 年（2041 年）3 月 31 日まで延長する。

当行としては、令和 7 年改正法において延長された特定投資業務の着実な遂行を含め、中計 2030 にて定める方針の下で、引き続き、リスクマネー供給規模の拡大に加えて、企業の成長支援や地方創生・地域活性化などに資する適切なリスクテイクを行うなど、成長資金供給の活性化等に向け取り組む所存である。

I. 中計 2030 に基づく具体の施策

1. 目指す将来像

当行は、産業・インフラ分野のプロフェッショナルとして、幅広いリスク対応能力を発揮して事業や市場の創造をリードするとともに、危機対応など社会的な要請に的確に応え、2030年の経済・社会において独自の役割を果たす所存である。

2. 中計 2030

地政学・サプライチェーンリスクの高まり、構造転換に伴う産業・業界再編の加速、地域における課題の拡大、金融市場におけるパラダイムシフト等、不確実性と構造変化が同時進行する局面にある中、当行グループが一体となり、顧客を始めとする全てのステークホルダーとともに、長期的な視点を持って、社会課題や顧客経営課題・各種プロジェクト推進等に対して共に主体的に取り組んで共に経済・社会価値を創り出すこと（価値共創）で、社会・産業・地域の成長・未来に貢献していく。

中計 2030 では、様々なステークホルダーを「つなぐ」機能をさらに発揮し、顧客や市場からのニーズに応え日々の業務を着実に実行するとともに、「第二創業」という強い気概をもって DBJ グループが一体となり 「投融資一体型ビジネスモデルの深化」「ナレッジ機能の更なる強化」「機能強化のための人材育成・経営基盤整備」を推進して価値共創パートナーとなることを目指し、マテリアリティへの取り組みに注力していく。

（投融資一体型ビジネスモデルの深化）

- ・ 顧客起点案件の拡大を通じて投資の質を強化
- ・ 投資ポートフォリオ経営によりリスクテイク力・収益力を向上
- ・ オルタナティブ投資市場の発展に向け、自己投資と両輪をなすアセットマネジメント事業等の更なる成長

- ・ M&A グループ会社等アドバイザー業務を強化

（ナレッジ機能の更なる強化）

- ・ グループ一体で産業や地域のナレッジ知見を蓄積・深化
- ・ 中長期のあるべき姿を見据えた、社会や地域の課題解決のための積極的な情報発信

- ・ エネルギー、サステナ経営を始めとする顧客の成長等に資するエンゲージメントを拡大：
(機能強化のための人材育成・経営基盤整備)
- ・ 投資ポートフォリオ経営に基づくアセットバリュー等投資管理高度化
- ・ 総合力と専門力を高度に両立するための人材育成
- ・ AI活用等による生産性向上・業務高度化
- ・ 海外ネットワーク（収益基盤、海外セクター知見、国内外つなぐ機能等）の強化

3. 2026 年度事業計画

(1) 事業戦略

DBJ グループのマテリアリティをベースに、足下直面する社会課題等への対応のため、特に以下の点について重点的な対応を進める。

(持続可能なインフラ形成)

- ・ 顧客本位の最適なソリューション提供。特に財務指標改善や GX 等の経営課題解決に資する能動的提案・具体案件化に注力
- ・ GRIT 戦略の継続、GX 分野における新たなインフラアセットへの投融資
(産業の技術革新及び再編成)
- ・ 「投資×融資×アドバイザー×ナレッジ」による顧客対話の深化、顧客起点の案件創出・リスクマネー供給
 - 業界再編、事業ポートフォリオ強化、サプライチェーン強靱化、イノベーション、AI/DX 社会実装（デジタルインフラ投融資等）等への貢献
 - 中長期の産業洞察力強化

(潜在力を活かした地方創生)

- ・ 地域毎の重点産業を中心に、面的な取組を強化、リスクマネー供給・ナレッジ提供（地域×海外を含む）
- ・ 単年度のみならず、中長期の骨太な活動を軸に、地域に貢献する案件創出・関係資本の構築(地域金融機関、自治体、産学官との連携深化)

(金融分野の市場創造とセーフティネット)

- ・ グループ一体で顧客の企業価値向上を後押し（上場市場への対応、経営

関与型投資、新たな金融商品開発等)

- ・ アセットマネジメント事業の着実な強化（新規事業検討着手・管理体制強化等）
- ・ 特定投資業務・危機対応業務を含むリスクマネー供給に一層注力

(2) 経営基盤戦略

(人材育成)

- ・ 顧客の多様なニーズに応えるため、国内外の外部機関への派遣や海外留学の機会拡充等、グループ全体での職員の挑戦機会を幅広く確保することで、人材投資の充実を図る。

(資金調達)

- ・ 良質なリスクマネーの提供を適確に行うため、資金調達手法の多様化(サステナビリティボンド等含む)に努め、引き続き、質・量ともに安定的な財源の確保を図る。

(リスク管理態勢)

- ・ 良質なリスクマネーの供給を支える自己資本の充実に努め、信用リスクをはじめとする各種リスクの統合的管理を通じ、安定性や効率性および経済性に配慮した資本運営を行い、健全な自己資本比率を維持する。特に投資リスクの管理高度化に努め、リスク管理態勢の充実を図る。

(基盤整備)

- ・ グループ全体で投融資含む業務プロセスにおける AI 活用・DX 推進による生産性向上を図る。
- ・ 情報基盤整備に関し、IT 面に係る基本方針を定めるなど、BCP 強化および組織全体の生産性・有事対応力向上に資する柔軟な働き方の実現ならびに意思決定の迅速化を図る。
- ・ グループ全体の情報セキュリティ対策の高度化を実施する。

(外部連携)

- ・ 他の金融機関等とのコミュニケーションを強化し、連携・協働に努める。

Ⅱ. 平成 27 年改正法による措置に基づく当行の施策

1. 危機対応業務の実施方針

(1) 株式会社日本政策金融公庫法第 2 条第 4 号に規定する被害の発生時における対応の方針

- ・ 発生した危機の内容を正確に把握するため、事業者等からの情報収集・状況把握に努め、必要に応じ、速やかに適確な対応方針を策定するとともに、株式会社日本政策投資銀行危機対応業務規程に定める相談窓口における対応等を迅速に実施する。
- ・ 特に大規模危機等が発生した場合においては、営業時間帯のみならず休日も実施する等、資金供給を必要とする事業者の需要に適確に応える体制を整備する。
- ・ 機動的な人員配置により危機対応業務を実施する部店の体制を強化する等、危機対応業務の適確な実施に支障を生じさせない体制を整備する。
- ・ 今後新たな事案が認定された場合には、平成 27 年改正法による当行への危機対応業務の義務化の趣旨を十分に踏まえ、引き続き指定金融機関として適時適切に対応する。

(2) 株式会社日本政策金融公庫法第 2 条第 4 号に規定する被害の発生に備えた取組

- ・ 危機対応業務を統括する業務企画部と、危機対応業務を実施する指定営業所たる支店も含む各投融資業務担当部店との間で、平時においても緊密な連携を図ることとし、本事業年度においても、危機対応業務の適確な実施に関する事項を各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施する。
- ・ 危機発生時における迅速な対応にも資するよう、日頃の取引を通じ、不断に産業動向を分析するとともに、顧客との関係構築や地域金融機関をはじめとする民間金融機関との意見交換の実施を通じて、幅広いネットワークの構築、情報交換に努め、必要に応じて、当行が指定金融機関として実施してきた危機対応業務の実績やノウハウの共有に取り組む。

(3) その他危機対応業務の適確な実施に関する事項

- ・ 危機対応業務の適確な実施のため、危機対応準備金の適正な規模を検討するなど、必要な財政基盤を確保しながら適確に業務を執行する。
- ・ 引き続き量的目標などは設定せず、全案件の対象要件について営業部店と本部のダブルチェックを行う運営を継続する。

2. 特定投資業務の実施方針

(1) 特定投資業務の実施に係る基本的な方針

- ・ 本事業年度における特定投資業務は、本事業年度に当初措置される産業投資 650 億円に加え、①グリーン社会の実現に資する事業等への取組を重点的に支援することを目的とした「グリーン投資促進ファンド(2021. 2 設置)」、②スタートアップの創出・育成、イノベーションエコシステムの構築等に向けた取組を推進することを目的とした「DBJ スタートアップ・イノベーションファンド(2022. 11 改組)」及び③重要物資の安定供給確保等のサプライチェーン強靱化やデジタル技術の活用による物流をはじめとするインフラの強靱化・高度化に向けた取組を重点的に支援することを目的とした「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化ファンド(2024. 2 設置)」を適切に活用し、本事業年度において新たに策定等される成長戦略や地域活性化等に関連する政府決定等も十分に踏まえて取り組むこととする。
- ・ 令和 2 年改正法附則を踏まえ、2024 年 10 月より、財務省において「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会」が開催され、同業務の在り方等を検討するため、金融関係者等から幅広くヒアリングを行い、2024 年 12 月にとりまとめが公表された。
- ・ 本とりまとめにおいては、①特定投資業務がこれまで民間金融機関等と適切に連携・協働し、リスクマネー供給の質的・量的補完機能を発揮してきたこと、②民間によるリスクマネー供給が諸外国と比べて未だ小規模であり、特に地域では担い手やノウハウが不足している中、特定投資業務の投資決定期限を 5 年延長することが適当であること、③政策的重要性が大きい一方で不確実性が高く、投資回収期間が長期化している GX

やディープテックといった新たな投資分野などに対応すべく、業務完了期限を10年間延長することが適当であること、④地域のエコシステム形成にむけて、特定投資業務の地域への浸透を一層強化すべく、地域金融機関・自治体との連携や情報発信の更なる強化等、運用面を改善し、地域支援強化に係る業務の枠組みを整備することが望ましいこと、等が示され、斯かる内容も踏まえ、国会審議を経て、令和7年改正法の公布・施行に至った経緯にある。

- ・ 特定投資業務に係る措置が民間金融機関等による自立的な成長資金の供給の促進ならびに地域経済の活性化および我が国の企業の競争力の強化を図るために時限的に講じられるものであること等を踏まえ、次の各号に掲げる事項に特に留意して特定投資業務を行う。

- ① 民業の補完または奨励に徹することとし、民間金融機関等による資金供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して、率先して資金供給を行うこと。他方、民間金融機関等との適切なリスク共有にも留意すること。
- ② 民間金融機関等の資金・能力の積極的な活用および民間を中心とした資本市場の活性化を促進するため、特定投資業務の案件において民間金融機関等からの出資等による出来るだけ多くの資金供給を確保し、民間金融機関等との協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていくこと。
- ③ 特に地域においては、2025年6月の財務省告示（特定投資指針）の改正（地域伴走支援強化策）も踏まえ、地域金融機関をはじめとした成長資金の供給主体において案件に係る事業性評価等のいわゆる目利きができる人材が育成されるよう、より一層協働ファンドの組成・活用に注力すること等により、積極的なノウハウの提供等に努めること。また、成長資金供給の状況等を踏まえ、当行による積極的な案件形成を通じ、地域金融機関等において、相対的にリスクの低い形での成長資金供給による複数の案件を成功体験として積み上げていくことにより、地域金融機関によるリスクテイクの範囲を徐々に拡大させていくとともに、地域の企業の成長に向けたリスクテイクを促すことにより、地域における成長資金供給の好循環を生み出すことに努めること。この際、自治

体や地域金融機関との連携強化や、好事例の横展開を含めた積極的な情報発信など、地域支援の強化に努めること。

- ④ 地域経済の活性化や我が国の企業の競争力の強化のために講じられる施策をはじめとする関係施策と適切に連携するため、特定投資業務の実施に当たっては、関係省庁、地方公共団体および政府関係機関その他関係者と相互に連携を図りつつ協力し、適切な役割分担の下で業務を行うこと。特に、特定の政策目的に合致する案件については、原則として、当該目的のために時限的に設置された官民ファンドの役割を優先すること。
- ⑤ 特定投資業務において保有する有価証券等を民間金融機関等に譲渡することを通じて、民間金融機関等による成長資金の供給促進に寄与することの重要性を踏まえ、政策目的との整合性、長期収益性の確保および特定投資業務による資金供給の対象となった事業者の事業の特性等に留意しつつ、当該有価証券等をできる限り早期に民間金融機関等に譲渡するように努めること。

(2) 一般の金融機関が行う金融および民間の投資の補完又は奨励に係る措置

- ・ 特定投資業務の実施に当たって、民間金融機関等による資金供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して率先して資金供給を行うこと、また、民間金融機関等からの出資等による資金を出来るだけ多く確保し協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていくことなど、民業の補完または奨励に徹することについて、各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施するとともに、特定投資業務による資金供給が一般の金融機関が行う金融および民間の投資を補完し、または奨励するものであることについて、特定投資業務規程等に定める方法により案件ごとにあらかじめ確認する。
- ・ また、政府による出資を受けて実施する業務であること等を踏まえ、次に掲げる事項に沿って業務を実施することとし、特定投資業務規程等に定める方法により案件ごとにあらかじめ確認する。
 - ① 民間投資ファンド等の活動を不当に妨げるようなことがないよう、特定投資業務による資金供給の決定に当たり、市況、民間投資ファンド等

の取引状況等を考慮し、市場規律を尊重すること。

- ② 特定投資業務による資金供給に当たり、当該資金供給を受ける事業者が実施する他のプロジェクト等のために当行の特定投資業務以外の業務による資金供給を行うことを契約の条件とするなど、特定投資業務を実施することに伴う優越的地位を濫用しないこと。

- ・ 民業の補完・奨励および適正な競争関係の確保等の状況に関する監視や、政策目的との整合性を含む業務実績の評価等のため、取締役会の諮問機関として設立した外部有識者機関である特定投資業務モニタリング・ボードを原則として半期毎に、また必要に応じて開催する。また、特定投資業務モニタリング・ボードでの議論等については、適時適切に特定投資業務の実施へ反映するとともに、その状況を財務大臣へ報告する。

(3) 法附則第2条の12第3項に規定する特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に係る取組

- ・ 成長資金供給規模の確保や民間を中心とした資本市場の活性化の促進に寄与するため、特定投資業務の案件において民間金融機関等からの出資等による出来るだけ多くの資金供給を確保し、民間金融機関等との協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていく。
- ・ また、地域における金融機関をはじめとした成長資金の供給主体において案件に係る事業性評価等のいわゆる目利きができる人材が育成されるよう、民間金融機関等との協働による成長資金供給に当たっては、より一層協働ファンドの組成・活用に注力すること等により、民間金融機関等との情報交換やノウハウの積極的な提供に努める。
- ・ 特に地域においては、成長資金供給の状況、2025年6月の財務省告示（特定投資指針）の改正（地域伴走支援強化策）等を踏まえ、当行による積極的な案件形成を通じ、相対的にリスクの低い形での成長資金供給による複数の案件を成功体験として積み上げていくことにより、地域金融機関によるリスクテイクの範囲を徐々に拡大させていくとともに、地域の企業の成長に向けたリスクテイクを促すことにより、地域における成長資金供給の好循環を生み出すことに努める。この際、自治体や地域金融機関との連携強化や、好事例の横展開を含めた積極的な情報発信など、地

域支援の強化に努める。

- ・ 特定投資業務モニタリング・ボードにおいて、法附則第2条の12第3項に規定する特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進への寄与の観点から、特定投資業務の適確な業務運営について検証等を行うとともに、各案件について適切にモニタリングする。

(4) 法附則第2条の16第2項第4号の体制による特定投資業務の実施状況に係る評価および監視の結果を踏まえた対応

- ・ 2025年度に開催した特定投資業務モニタリング・ボードにおいては、経済・エネルギー安全保障等の分野やスタートアップ支援について、当行が重要な役割を担ってほしいとの意見や、地域活性化に関し地域金融機関、自治体及び地方大学等との連携に対する期待の声が寄せられた。これら意見を踏まえ、既存の重点3分野にも包含される国が策定する成長戦略分野に対するリスクマネー供給の促進や地域における特定投資業務の一層の周知や地域金融機関等に対する継続的な知見・ノウハウの提供に努める。
- ・ 引き続き、今後開催する特定投資業務モニタリング・ボードでの議論等については、適時適切に特定投資業務の実施へ反映する。

(5) その他特定投資業務の適確な実施に関する事項

- ・ 特定投資業務における他の事業者との適正な競争関係の確保に係る状況その他の特定投資業務の実施状況を検証するため、全国銀行協会（全銀協）、全国地方銀行協会（地銀協）および第二地方銀行協会（第二地銀協）との間で、毎事業年度、原則として半期毎に、また必要に応じて随時、意見交換を実施する。また、そこでの議論が特定投資業務の適切な運営に活かされるよう、意見交換の内容については、特定投資業務モニタリング・ボードにおいて検証等を行い、適時適切に特定投資業務の実施へ反映するとともに、これらの取組の状況を財務大臣へ報告する。
- ・ なお、令和7年改正法の国会審議を踏まえ、財務省において開催される「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務の運用等に関する検討会」での外部有識者委員の議論も注視しながら、特定投資業務の実施に当たってい

くこととする。

3. 他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針

(1) 他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針

- ・ 政府信用を背景にした市場規律をゆがめるような投融資等についてはこれらを厳に慎むものとし、徒に規模を拡大するようなことのないよう、適切に業務を運営する。

(2) 一般の金融機関その他の他の事業者の意見を業務運営に反映させるための取組

- ・ 業務運営における他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る状況その他の業務の実施状況を検証するため、全銀協、地銀協および第二地銀協との間で、毎事業年度、原則として半期毎に、また必要に応じて随時、意見交換を実施する。
- ・ 平成27年改正法の趣旨を踏まえ、取締役会の諮問機関として位置付けられたアドバイザリー・ボードを活用し、適正な競争関係の確保状況も含めた当行の業務運営について、全銀協、地銀協および第二地銀協との意見交換等も踏まえた議論を行うこととし、その結果を適時適切に業務運営に反映するとともに、これらの取組の状況について財務大臣へ報告する。なお、2025年度に実施した民間金融機関との意見交換においては、引き続き適正・健全な競争関係が確保され、円滑な連携・協働が図られていることが確認された。その上で、事業承継や業界再編、サプライチェーンの構築、経済・エネルギー安全保障等に関わる分野等の民間金融機関だけではリスクテイクの難しい案件における投融資を通じた連携・協働、また民間金融機関に対し、勉強会や人材交流等を通じたナレッジ提供の期待などが寄せられた。これらの意見を踏まえて議論されたアドバイザリー・ボードにおいては、金融市場のパラダイムシフトを踏まえ、当行による長期的視点での投資、地域金融機関との連携を通じた地域活性化のグッドプラクティスなどを含む一般の人にも分かりやすいPR、多様なネットワークやナレッジを活用し、海外・国・地域・企業・

金融機関といったステークホルダーを“つなぐ”取組の推進への期待を頂いた。こうした意見や期待を踏まえ、2026年度においても、予見可能性の低い長期・大型案件も含めて民間資本との連携を強化するとともに、国内外含めた様々なステークホルダーとも連携の上、投資・融資・アドバイザー・ナレッジを統合的に運用することで、社会・顧客課題の解決に貢献していく方針。

(3) その他の他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組

- ・ 民間金融機関やファンド等多様な金融プレーヤーとの協働投融资案件の組成や業務協力協定の締結などを推進する。

以 上